

ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱

平成21年8月21日施行

(設置及び目的)

第1条 ふじみ衛生組合（以下「組合」という。）は、ごみ処理施設及びごみ焼却施設の工事や運転に関することについて、地域住民と組合が協議するため、ふじみ衛生組合地元協議会（以下「地元協議会」という。）を設置する。地元協議会は、地域住民と組合が、相互の理解を深め、地域環境の保全と住民の安全・安心の確保及びごみ処理施設・ごみ焼却施設の円滑な運転を図ることを目的とする。

(協議事項)

第2条 地元協議会は、前条の目的達成のため、次の事項を協議する。

- (1) 地域環境の保全及び公害防止対策に関すること。
- (2) 交通安全対策に関すること。
- (3) 情報の公開に関すること。
- (4) 施設に異常が発生したときの措置に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 地元協議会の委員は、地域住民及び組合の職員とする。

- 2 地域住民は、組合の敷地境界から半径おおむね500メートルに係る町会・自治会等に所属する住民及び町丁目の住民から公募した住民とする。
- 3 前号の町会・自治会等に所属する住民の委員は、別表第1に定める三鷹市及び調布市の町会・自治会等から推薦を受けた者各1人とする。
- 4 公募委員は、別表第2に定める町丁目の住民のうち前号の対象となった者を除く4人以内とし、三鷹市及び調布市それぞれ2人以内とする。
- 5 組合職員の委員は、別表第3に定める8人以内とする。
- 6 会長は、地元協議会の運営に必要があるときは、参考人としてごみ焼却施設の運営事業者及び学識経験者等を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 地元協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、地域住民の委員とする。
- 3 副会長は、2人とし、地域住民の委員及び組合職員の委員とする。
- 4 会長及び地域住民の副会長は、第6条に規定する委員の任期満了後の改選ごとに、地元協議会の会議において、三鷹市及び調布市それぞれ

れの地域住民の委員の中から交互に互選する。

(職務)

第5条 会長は、地元協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは地域住民の副会長がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 地元協議会は、会長が招集し、議長は会長が務める。

2 地元協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(正副会長会)

第8条 前条の会議の運営に関し協議又は調整を行うため、正副会長会を置く。

2 正副会長会は、会長及び副会長をもって組織する。

3 正副会長会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務める。

(庶務)

第9条 地元協議会の庶務は、組合において処理する。

2 地域住民の委員には、費用弁償することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地元協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年8月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年10月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| | 区分 | 町会・自治会等の名称 |
|----|-------------|-------------------|
| 1 | 三鷹市地域自治会等代表 | 連雀地区住民協議会 |
| 2 | | 三鷹市東部地区住民協議会 |
| 3 | | 三鷹市西部地区住民協議会 |
| 4 | | 上連雀南睦会 |
| 5 | | 下連雀9丁目アパート自治会 |
| 6 | | 下連雀南町会 |
| 7 | | 新川宿町会 |
| 8 | | 野崎町会 |
| 9 | | 山中親交会 |
| 10 | 調布市地域自治会等代表 | ふじみ地区自治会等連合会 |
| 11 | | 北の台第二自治会 |
| 12 | | 香風自治会 |
| 13 | | 栄自治会 |
| 14 | | さつき会 |
| 15 | | 深大寺東自治会 |
| 16 | | 深大寺東第一自治会 |
| 17 | | 調布深大寺東町8丁目アパート自治会 |
| 18 | | 深大寺北町山野自治会 |
| 19 | | 二八自治会 |

別表第 2 (第 3 条関係)

| | 市 | 町丁目 |
|----|-----|----------|
| 1 | 三鷹市 | 下連雀八丁目 |
| 2 | | 下連雀九丁目 |
| 3 | | 新川六丁目 |
| 4 | | 上連雀八丁目 |
| 5 | | 上連雀九丁目 |
| 6 | | 野崎一丁目 |
| 7 | 調布市 | 深大寺北町四丁目 |
| 8 | | 深大寺東町六丁目 |
| 9 | | 深大寺東町七丁目 |
| 10 | | 深大寺東町八丁目 |

別表第 3 (第 3 条関係)

| | 職名 |
|---|-------------------|
| 1 | ふじみ衛生組合事務局長 |
| 2 | ふじみ衛生組合事務局次長 |
| 3 | ふじみ衛生組合施設課長 |
| 4 | ふじみ衛生組合施設課長補佐 |
| 5 | ふじみ衛生組合総務課長 |
| 6 | ふじみ衛生組合総務課長補佐 |
| 7 | ふじみ衛生組合総務主幹 (三鷹市) |
| 8 | ふじみ衛生組合総務主幹 (調布市) |